

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 12

許認可等の内容		計画相談支援給付費の支給
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項
審査基準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項及び第5項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の54 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第27条
	基準 (未設定の場合はその理由)	支給決定については、次の基準により行う。 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） ・茅ヶ崎市支給決定基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日（休日を含む。）
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）